

軽自動車・オートバイ・トラクター等の登録に関するご案内

長野県駒ヶ根市

2022/6/1

軽自動車・オートバイ等を購入したとき、名義が変わったとき、住所が変わったときなどは、下記の表により手続きをしてください。

種 類	駒ヶ根市役所税務課で手続きをする車種				軽自動車検査協会、運輸支局等で手続きをする車種		
	原 動 機 付 自 転 車		小型特殊自動車		軽二輪・小型二輪 (125cc超のオートバイ)	軽三輪・軽四輪	
	125cc以下のオートバイ	ミニカー (50cc以下)	農耕用	その他			
手続きの内容		必 要 書 類				<p>■車種等をご確認のうえ、下記まで直接お問合せください。</p> <p>■軽二輪・小型二輪（125cc超のオートバイ）の手続き 北陸信越運輸局 長野運輸支局 松本自動車検査登録事務所 住 所 松本市平田東2-5-10 電 話 080-5540-2043 受付時間 8:45~11:45 13:00~16:00</p> <p>■軽三輪・軽四輪の軽自動車の手続き 軽自動車検査協会 長野事務所松本支所 住 所 松本市平田東2-1-11 電 話 080-3816-1855 受付時間 8:45~11:45 13:00~16:00</p> <p>■上記の車種について、手続きの事務代行をしています。</p>	
登録・ 名義 変更	販売店からの購入	①申請者の本人確認書類（運転免許証等） ②販売証明書等で車名及び車台番号の確認できるもの				<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 上伊那自家用自動車協会 住所 伊那市上の原6002-1 電話 0265-72-7121 </div>	
	市外からの転入 ※駒ヶ根市ナンバー への付け替え	①申請者の本人確認書類（運転免許証等） ②前住所地の廃車証明書または前住所地で交付された標識 (ナンバープレート) ③自賠償保険証等で、車名及び車台番号の確認できるもの					
	知人等からの譲渡による 名義変更	①申請者の本人確認書類（運転免許証等） ②譲渡証明書、廃車証明書等で、新旧の車名及び車台番号の確認ができるもの ※譲渡前の登録の廃車の有無により異なりますので、お問合せください。					
	同一世帯での譲渡 (相続等)	①申請者の本人確認書類（運転免許証等） ②前所有者に交付した標識交付証明書					
廃車等	廃車・市外への転出 知人等への譲渡 紛失・盗難	①申請者の本人確認書類（運転免許証等） ②標識（ナンバープレート） ③標識交付証明書				<p>■転出先が「松本ナンバー管轄地域以外」のときは、転出先の市区町村役場にて手続き場所をお問合せください。</p> <p>■駒ヶ根市で課税されている車両の転出、譲渡、抹消などのお手続きを他都道府県で行った場合には、税止め（税申告）が必要です。以下の2点に該当する方は、下記にご連絡のうえ、手続きをしてください。 1. 登録内容の変更手続きを、県外で行った。 2. 変更手続きをした軽自動車検査協会や運輸局に申請の代行を依頼していない。</p>	
	その他	<p>■手続きは、駒ヶ根市役所税務課、中沢支所、東伊那支所で行います。</p> <p>■標識（ナンバープレート）を紛失したときは、ナンバー弁償料として300円がかかります。</p> <p>■盗難にあった場合には、警察署及び市区町村役場へ届け出てください。</p> <p>■転出先での登録手続きにつきましては、事前に転出先市区町村役場へご確認ください。</p> <p>■軽自動車以外の車両については、県税事務所へお問合せください。</p>					

■軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。月割課税の制度はありません。

■登録事項に変更があったときは、3月までに上記手続きをしてください。知人へ譲渡した場合や、業者へ廃棄等を依頼した場合には、必ず正規の手続にて登録事項が変更されているか、ご自身でご確認ください。



駒ヶ根市役所総務部税務課
〒399-4192
長野県駒ヶ根市赤須町20番1号
TEL 0265-83-2111（代表）
FAX 0265-83-4348